平成２４年（フ）第５４８号
愛知県刈谷市小垣江町北浦11番地１　プレジールエマイユ204号、前住所名古屋市西区名駅２丁目27番15号
債務者　盛　　勇治
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
大分県竹田市大字竹田町583番地１
債務者　野尻　敬生
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第４号
大分県竹田市大字竹田町583番地１
債務者　野尻　晴代
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第３５４号
宮崎市大字内海5859番地２
債務者　山口　隆行
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市浜町5110番地１
債務者　赤尾　昭弘
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４号
長崎県雲仙市国見町多比良甲1149番地２
債務者　坪田　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
京都府南丹市八木町八木東所63番地３
債務者　谷口　　篤
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
神奈川県三浦市南下浦町菊名1272番地
債務者　山城　五司
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８８号
松江市東津田町2168番地148
債務者　石倉　義行
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野島　和朋
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６６号
静岡県富士市三新田５番地の５　シティハイムＹＯＵ201号、前住所静岡県富士市外神808番地
債務者　佐野　博文
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８号
静岡県富士宮市北山3584番地の６、前住所静岡県富士宮市淀師1335番地の１
債務者　清水　敏惠
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３６号
函館市宮前町８番17―503号
債務者　野澤　正美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
静岡県富士市柚木213番地の１　グレイス壱番館205号、前住所静岡県三島市青木73番地の３　フォンテーヌ103
債務者　萩原　秀美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３４１号
奈良県大和高田市大字市場181番地３　高田リバティ壱番館111号室
債務者　関　　光秀
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
奈良県大和高田市大字市場181番地３　高田リバティ壱番館111号室
債務者　関　ひとみ
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地49―401
債務者　神谷設備こと　神谷　　實
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地49―401
債務者　神谷　英子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係